

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第38号 宇治市職員の給与に関する条例第8条第4項の規定の適用についての特例に関する規則を廃止する規則……………（人事課）…2

告 示

- 告示第93号 分任出納員に対する事務委任……………（会計室）…2
○告示第94号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
○告示第95号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
○告示第96号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第40号 黄檗公園体育館耐震改修工事（その4）建築工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
○公告第41号 黄檗公園体育館耐震改修工事（その4）電気工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…5
○公告第42号 宇治市総合野外活動センター管理棟改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…7

議 会

- 規程第1号 宇治市議会議員防災服等貸与規程……………9

規 則

宇治市職員の給与に関する条例第8条第4項の規定の適用についての特例に関する規則を廃止する規則を、ここに公布する。

平成29年8月18日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第38号

宇治市職員の給与に関する条例第8条第4項の規定の適用についての特例に関する規則を廃止する規則

宇治市職員の給与に関する条例第8条第4項の規定の適用についての特例に関する規則（昭和57年宇治市規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第93号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

平成29年8月18日

宇治市長 山本 正

（分任出納員に対する委任）

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委 任 年 月 日
	所 属	氏 名	
行政サービスコーナーにおける証明書発行業務に係る手数料の収納及び保管	市民課	若林 裕子	平成29年4月1日
	市民課	吉田 範子	平成29年4月1日

宇治市告示第94号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月18日から14日間

平成29年8月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
木幡472号線	木幡平尾2番地の70 木幡平尾2番地の76	
五ヶ庄258号線	五ヶ庄芝ノ東19番地の10先 五ヶ庄芝ノ東19番地の12	
小倉町220号線	小倉町南堀池49番地の3 小倉町南堀池48番地の56	
宇治393号	宇治御廟79番地	

線	宇治御廟82番地の7	
---	------------	--

宇治市告示第95号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月18日から14日間

平成29年8月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡472号線	木幡平尾2番地の70 木幡平尾2番地の76	6.0 ～12.0	48.5	
五ヶ庄258号線	五ヶ庄芝ノ東19番地の10先 五ヶ庄芝ノ東19番地の12	6.0 ～12.0	71.7	
小倉町220号線	小倉町南堀池49番地の3 小倉町南堀池48番地の56	5.9 ～6.0	54.3	

宇治市告示第96号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月18日から14日間

平成29年8月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
木幡472号線	木幡平尾2番地の70 木幡平尾2番地の76	平成29年8月18日
五ヶ庄258号線	五ヶ庄芝ノ東19番地の10先 五ヶ庄芝ノ東19番地の12	平成29年8月18日
小倉町220号線	小倉町南堀池49番地の3 小倉町南堀池48番地の56	平成29年8月18日

公 告

宇治市公告第40号

黄檗公園体育館耐震改修工事（その4）建築工事に係る条件付一般競争入札について

黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成２９年７月２８日

宇治市長 山本 正

１ 入札に付する事項

- （１）工 事 名 黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）建築工事
- （２）工事場所 宇治市五ヶ庄三番割２５－１
- （３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 ４階建て

建築面積 ２，７６３．５０㎡

延床面積 ４，５０８．１１㎡

１階から４階（アリーナ及び事務所を除く。）天井他改修工事 一式

１階から４階便所改修工事 一式

ＥＶ改修工事 一式

外壁改修工事 一式

上記に伴う撤去工事 一式

（４）工 種 建築一式工事

（５）工事期間 契約日から平成３０年３月２３日まで １９８日間

（６）そ の 他 「黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）建築工事」、「黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）電気工事」及び「黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）機械工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- （２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- （５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。
- （６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
- （７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における建築一式の総合評定値

（Ｐ）が８００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- （８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- （９）以下の全ての条件を満たす監視技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監視技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監視技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成２９年７月２８日 午前９時から

平成２９年８月３日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月3日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年8月22日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月30日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月23日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年8月25日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年8月29日 午前9時から午後6時まで

平成29年8月30日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年8月31日 午前9時20分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、119,880,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、99,196,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名

停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 ６１１-８５０１

所在地 京都府宇治市宇治琵琶３番地

電話番号 ０７７４-２０-８７１６

FAX番号 ０７７４-２０-８７７８

（揭示済）

宇治市公告第４１号

黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）電気工事に係る条件付一般競争入札について

黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）電気工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成２９年７月２８日

宇治市長 山本 正

１ 入札に付する事項

（１）工 事 名 黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）電気工事

（２）工事場所 宇治市五ヶ庄三番割２５－１

（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 ４階建て

建築面積 ２，７６３．５０㎡

延床面積 ４，５０８．１１㎡

幹線、動力設備工事 一式

コンセント設備工事 一式

電灯設備工事 一式

電話設備工事 一式

テレビ共同受信設備工事 一式

呼出設備工事 一式

電気時計設備工事 一式

非常放送設備工事 一式

監視カメラ設備工事 一式

火災報知設備工事 一式

防火戸設備工事 一式

撤去工事 一式

（４）工 種 電気工事

（５）工事期間 契約日から平成３０年３月２３日まで １９８日間

（６）そ の 他 「黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）建築工事」、「黄檗

公園体育館耐震改修工事（その４）電気工事」及び「黄檗公園体育館耐震改修工事（その４）機械工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を電気工業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における電気の総合評価値（Ｐ）が７５０点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月3日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月3日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年8月22日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等に返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月30日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から

平成29年8月23日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年8月25日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年8月29日 午前9時から午後6時まで

平成29年8月30日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年8月31日 午前9時40分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、73,342,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、61,119,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （4）東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第42号

宇治市総合野外活動センター管理棟改修工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市総合野外活動センター管理棟改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年7月28日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 宇治市総合野外活動センター管理棟改修工事

（2）工事場所 宇治市西笠取辻出川西1番地

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

建築面積 1,651.26㎡

延床面積 2,818.59㎡

天井改修工事 一式

空気熱源ヒートポンプ式パッケージエアコン改修工事 一式

熱交換ユニット改修工事 一式

照明設備改修工事 一式

上記に伴う撤去・処分工事 一式

（4）工 種 建築一式工事

（5）工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 184日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における建築一式の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監視技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年7月28日 午前9時から
平成29年8月3日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から
平成29年8月3日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果

を通知する。

① 審査結果は、平成29年8月22日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年7月28日 午前9時から
平成29年8月30日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年7月28日 午前9時から
平成29年8月23日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年8月25日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年8月29日 午前9時から午後6時まで
平成29年8月30日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年8月31日 午前10時20分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、87,998,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、72,533,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子

入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)



宇治市議会規程第1号

宇治市議会議員防災服等貸与規程を、次のとおり定める。

平成29年8月1日

宇治市議会議長 坂下 弘親

宇治市議会議員防災服等貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治市議会議員（以下「議員」という。）に対し、議会活動において使用する防災服等の貸与品を貸与するについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与品)

第2条 議員に貸与する貸与品は、防災服（上下）及びヘルメットとする。

(貸与期間)

第3条 貸与品の貸与期間は、議員の任期による。ただし、貸与品が損耗した場合その他議長が必要があると認める場合は、貸与品の貸与期間を変更することができる。

2 前項の貸与期間中に辞職等により議員の身分を失ったときは、貸与品を返納しなければならない。

(貸与品の取扱い)

第4条 貸与品の貸与を受けた議員（以下「被貸与者」という。）は、貸与品を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を他人に譲渡し、又は議会活動以外に使用してはならない。

3 貸与品の補修、洗濯その他貸与品の管理について必要な措置は、全て被貸与者の負担において行うものとする。

(貸与品の亡失等)

第5条 被貸与者が貸与品を亡失し、又は毀損したときは、直ちに議長に届け出なければならない。

2 議長は、貸与品の亡失又は毀損がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、貸与品を再貸与するものとする。

3 被貸与者は、貸与品を故意又は重大な過失によつて亡失し、又は毀損したときは、その実費を弁償しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(掲示済)

